

子育て支援ガイドブック

～健やかな成長を願って～



和 寒 町

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地

TEL 0165-32-2421 (代表) FAX 0165-32-4238

H P <http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>

●○●目次●○●

和寒町子育て支援サービス【概要版】	2
1. 妊娠が分かったら	5
2. 出産を迎えるにあたって	9
3. 赤ちゃんが生まれたら	12
4. 乳幼児健診・予防接種・育児教室	18
5. 障がいのある子どもの子育て支援	21
6. 子どもを預ける（保育所ガイド）	24
7. 子育て支援センター（こども館）	27
8. 児童館・放課後児童クラブ	28
9. 小・中学校ガイド	29
10. 高校生以上への子育て支援	31
11. 児童への各種手当	33
12. ひとり親家庭の方へ	37
13. 児童虐待防止について	41
14. 和寒町公民館「恵み野ホール」	42
15. ようこそ 和寒町立図書館へ	43
16. 和寒町公営住宅	45
17. 和寒町内医療機関一覧表	47
18. 和寒町外医療機関（一部）	47
19. 病院に行くべきかどうか迷ったとき	48
20. 公園や遊び場	48

和寒町子育て支援サービス

赤ちゃんを授かった



■母子健康手帳の交付

お子さんの健康記録や成長記録として大切なものです。保健師と管理栄養士によるお話もあります。

■妊産婦健診費用の助成

妊娠時点から出産までの妊婦健診と産後健診にかかった費用を助成します。
(一度自費で立て替えをしていただく償還払い)

■妊婦のための支援給付

妊婦であることを認定後に5万円を支給し、その後、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。

■妊婦教室（すくすくたまご教室）

妊娠・出産・育児のお勉強や調理実習、お父さん参加型の沐浴・妊婦体験も予定しています。

■妊婦の健康・栄養相談、妊婦訪問

妊娠についてちょっとした疑問や悩み、「つわりがひどくて食事がとれない」「体重が気になる」「貧血って言われたけど…」など、お気軽にご相談ください。

場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

■生後14日以内に名前をつけ、出生届を提出

「にれっ子祝い金」の支給（赤ちゃん一人につき10万円）、健康保険の加入手続きなどもあります。
場所：和寒町役場住民課 お客さま窓口（Tel32-2500）

■児童手当の手続き

児童手当は、年度末時点で18歳までの児童を養育している方に支給されます。
場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

■わっさむ健やかこども医療費助成の手続き

高校生等までのお子さんの入院・通院にかかる医療費の窓口負担が無料になります。
場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

■新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。その費用を全額助成します。

■産後ケア事業

出産後、お母さんが安心して子育てできるように、助産師による心身のケアや育児のサポートを受けることができます。費用の一部助成もあります。

■新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業）

全新生児（里帰り後も含む）を対象に保健師や保育士がご自宅へ訪問し、計測や発育相談、各種健診、予防接種などの説明をします。（事前に日程等の連絡をします）

■1か月児健診

出生後27日を迎え、生後6週に達しない乳児を対象に健診費用の助成をしています。

■予防接種

赤ちゃんは病気への抵抗力が弱いため、重症化しやすい病気や感染力の強い病気に対して予防接種を受け、免疫をつけることが大切です。
予約先：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

赤ちゃんが生まれた





■乳児健診（赤ちゃん健診）

身体測定や小児科医師(名寄市立病院より派遣)の診察、保健師・管理栄養士による発達・栄養相談、フッ素塗布(12か月以上の希望児)などを行います。

対象：生後1～13か月の赤ちゃん

場所：和寒町子育て支援センター「こども館」

■先天性股関節脱臼検診

股関節が脱臼していないかどうかを早期に発見するための検査です。

対象：生後3～4か月の赤ちゃん

予約：和寒町保健福祉センター

検査場所：①和寒町立診療所(外科) ②士別市保健福祉センター

■離乳食育児教室（ベビーズレストラン）、幼児食教室（まんまる食堂）

お子さんの年齢に応じて、管理栄養士による離乳食の進め方や栄養に関する講話、調理実習、保健師による育児講話を行います。

■幼児歯科検診・フッ素塗布の費用の助成

お子さんの歯は弱く虫歯になりやすいため、かかりつけ歯科医院で定期検診やフッ素塗布が大切です。検診、フッ素塗布にかかった費用を助成します。

対象：1歳から小学校就学前のお子さん

助成額：町内歯科医院 1,000円まで/回 町外歯科医院 500円まで/回

場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

■1歳6か月児・3歳児健診

身体測定や小児科医師の診察、歯科検診、フッ素塗布(希望児)、保健師・管理栄養士による発達・栄養相談などを行います。

対象：1歳6か月～1歳9か月、3歳0か月～3歳3か月のお子さん

場所：和寒町子育て支援センター「こども館」

■子育て相談

ちょっとした育児の疑問、予防接種のことやしつけのことなど保健師や保育士が相談に応じます。電話や訪問、こども館等で相談に応じますので気軽にご連絡ください。

場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）

和寒町子育て支援センター「こども館」（Tel32-3125）

和寒町保育所（Tel32-2242）

■栄養相談

管理栄養士が離乳食や子育て中のお父さんお母さんの食などの相談に応じます。気軽にご連絡ください。

場所：和寒町保健福祉センター（Tel32-2000）、和寒町保育所（Tel32-2242）

子育て支援センター『こども館』

★子育て支援センター「こども館」とは

妊産婦さんや乳幼児をもつ親子を対象に子ども同士の触れ合いや遊びを提供したり、安心して子育てできるよう環境づくりと支援を行うところです。保育士や保健師が相談に対応しています。

■遊びの広場

お子さんとママ達の集いの場です。ふれあい遊びや情報交換、計測など行います。

■マタニティ & 産後ケア教室

専門の講師からバランスボールを使った有酸素運動、産後に役立つセルフケアの方法など教えていただけます。

■キッズ・ベビーマッサージ教室

生後2か月の赤ちゃんから参加できます。マッサージで免疫力アップをしましょう。

場所：和寒町子育て支援センター「こども館」（Tel32-3125）



保育所

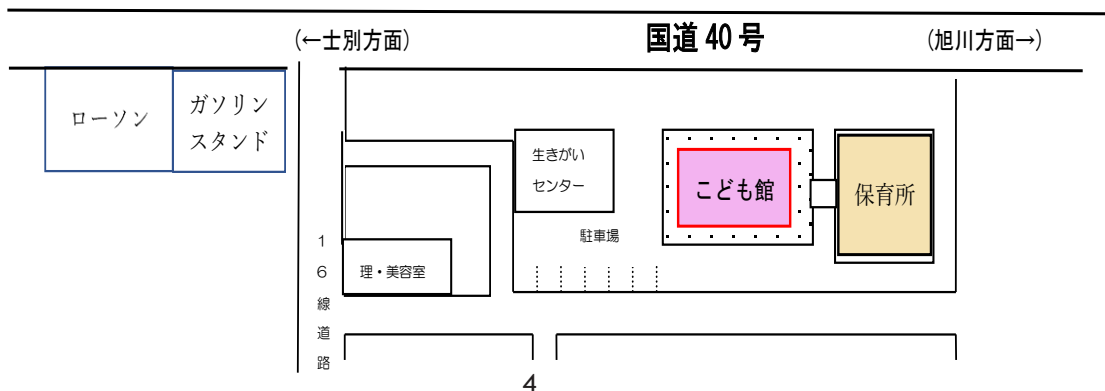
■保育所入所： 生後満8か月から保育所に入所できます。0歳児クラスは定員6名となっており、母子手帳を交付された時から、入所希望の2か月前までに申請が必要です。（冷凍母乳のお預かり・ミルク・離乳食の対応もしていますので、ご相談ください） ※町民の方は保育料が無料です

■一時保育： 一時的にお子さんを預けたいときに、満1歳を迎えた翌月1日より利用できます。利用日の3日前までに申請が必要です。

※町民の方は利用料が無料です

場所：和寒町保育所（Tel32-2242）

「こども館」「和寒町保育所」地図



①妊娠が分かったら

■母子健康手帳交付・妊婦相談

医療機関で妊娠の診断を受けた方は、下記の窓口で母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、今後の健診や予防接種を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、希望者には父子健康手帳も併せて交付します。

種 類	窓 口	実施方法	内 容
母子健康手帳交付	和寒町保健福祉センター (TEL 32-2000)	随 時	母子健康手帳交付・ 健康相談・栄養相談ほか
妊婦相談	和寒町保健福祉センター (TEL 32-2000)	随 時	健康相談・栄養相談 ほか

■妊婦訪問

順調に妊娠期を過ごしていただき、安心して出産までの準備を行なっていただけるよう、希望される妊婦さんなどに町の保健師または管理栄養士が事前に電話予約を受けて、ご自宅を訪問しています。

■妊婦教室（すくすくたまご教室）

【対 象】 和寒町に住所があり、居住する妊婦

【日 程】 4回1クール（日程や内容については対象者の状況に応じて調整します。）

	主な内容
1 回	妊娠の経過・呼吸法・妊婦体操・育児用品・産後（育児）の生活、歯科
2 回	調理実習・栄養、絵本と育児
3 回	母乳育児～実践編
4 回	父親教室（妊婦疑似体験・沐浴指導・育児ほか）

【料 金】 2回目（調理実習）の出席者のみ 300 円 （※ 食材料費として、当日徴収）

【場 所】 和寒町保健福祉センター

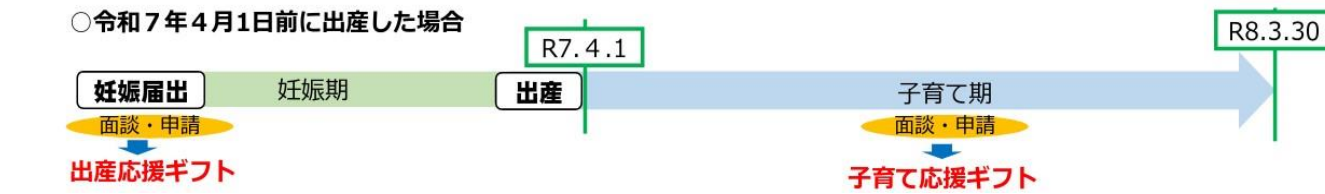
■妊婦のための支援給付

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され令和7年4月から開始します。これに伴い、「和寒町出産・子育て応援ギフト支給」事業は令和7年3月で終了します。

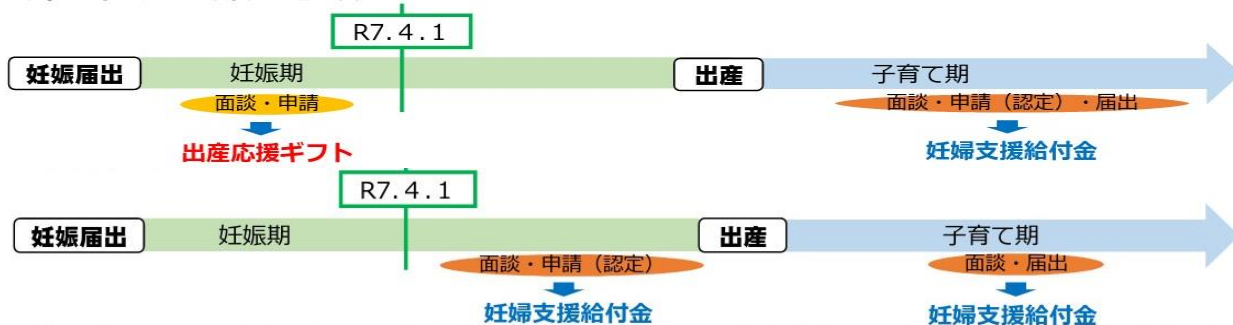
****制度の移行期における対応****

制度の移行に関する詳細は、下図を参考にしてください（こども家庭庁資料より抜粋）。

○令和7年4月1日前に出産した場合



○令和7年4月1日以降に出産した場合



【支給内容】妊婦であることを認定後に 5 万円を支給し、その後、妊娠しているこどもの人数×5 万円を支給します。

【申請方法】詳しくは和寒町保健福祉センターまで（Tel32-2000）

■妊産婦健康診査費用の助成

妊産婦健康診査とは、妊産婦さんと赤ちゃんの健康状態を確認するものです。町では、健診費用の助成をおこなっています。お腹の赤ちゃんの発育はめざましく、母体にはいろいろな変化が起こります。出産後は、ホルモン分泌の急激な変化により体の回復に時間がかかり、育児に強い不安を感じやすい時期です。特に気がかりなことがなくても定期的に受診しましょう。

【対象者】

和寒町に住所があり、居住する妊産婦の方

【助成の内容】

- 妊娠時点から出産までの妊婦健診の費用（母子手帳交付前も対象、回数制限なし）
- 産後健診の費用（1 回の出産につき 2 回まで）

〈一般的な受診間隔〉

- * 妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回
- * 妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に 1 回
- * 妊娠 36 週以降毎週 1 回
- * 産後 1 か月頃までに 1～2 回

※一般の妊産婦健診以外の内容は対象外

（貧血や切迫など治療の為に服薬や処置、指導、及び入院による費用など）

※助成の対象となる検査内容と時期については、道の協定に基づき実施（7 ページ参照）

【申請方法】

- ① 病院で料金を一度支払う（お金は余裕をもって持参することをお勧めします）
- ② 後日、保健福祉センター窓口で申請手続きをする
- ③ 月末までに申請された分は、翌月の 23 日（休日の場合は翌平日）に申請した指定の口座に振り込まれる（償還払い）

※妊娠初期・中期・後期の 3 回程度に分けて申請してください。

必要に応じて保健師・管理栄養士のお話がありますので、時間にゆとりをもっておいでください。

【申請に必要なもの】

- | | |
|--|--|
| ☐ 母子健康手帳 | ☐ 領収書（支払の内訳がわかるもの） |
| ☐ 印鑑（朱肉を使用する印鑑） | ☐ 診療明細書（検査や処置、投薬などがわかるもの） |
| ☐ 振込先口座が確認できるもの | |

《標準的な検査の内容》 （道の協定に基づき実施）

時期	標準項目
妊娠 8 週前後	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査、血液検査（血液型、梅毒血清反応検査、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、グルコース、貧血、風疹ウイルス抗体価検査）、血液検査（赤血球不規則抗体検査、H I V 抗体価検査、トキソプラズマ抗体価測定、H T L V - 1 抗体価検査）、性器クラミジア検査、子宮頸がん検診（細胞診）等
妊娠 12 週、16 週、20 週、26 週、28 週、30 週、32 週前後及びその他の時期	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査等
妊娠 24 週前後	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査、血液検査（グルコース、貧血）等
妊娠 34 週前後	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査、B 群溶血レンサ球菌（GBS）感染症検査、ノンストレステスト（NST）等
妊娠 36 週前後	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査、血液検査（貧血）、B 群連鎖球菌（GBS）感染症検査等
妊娠 37～39 週前後	問診、診察、血圧、体重測定、尿化学検査、超音波検査、ノンストレステスト（NST）等

《問い合わせ先》
 保健福祉課 保健係
 TEL 0165-32-2000
 FAX 0165-32-3377

■不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、不妊治療費助成事業を実施しています。

【対象・要件】

以下の要件をすべて満たす方

- ・ご夫婦のいずれかが和寒町に住所を有し、婚姻または事実婚関係にある方
- ・町税等の滞納のない方
- ・北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた方（保険適用の対象年齢 43 歳未満）

【助成内容】

以下について、保険適用後の自己負担額（高額療養費対象後）を助成します（上限なし）。

- ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精）
- ・生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊手術）

【申請方法】

下記のものを持参のうえ、原則として 1 回※の治療終了ごとに終了日の翌日から 6 か月以内に、保健福祉センターで申請してください。

- ・不妊治療費および調剤に係る領収書
- ・高額療養費の支給金額がわかる書類
- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・和寒町不妊治療費助成事業受診等証明書（保健福祉センターで発行または町ホームページで様式をダウンロードし、医療機関が必要事項を記載するもの）

《問い合わせ先》

保健福祉課 保健係

TEL 0165-32-2000

FAX 0165-32-3377

■先進不妊治療費等助成事業

先進不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、北海道不妊治療等助成事業実施要綱に基づき、先進不妊治療費等助成事業を実施しています。

【対象・要件】

以下の要件をすべて満たす方

- ・ご夫婦のいずれかが和寒町に住所を有し、婚姻または事実婚関係にある方
- ・町税等の滞納のない方
- ・北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた方（保険適用の対象年齢 43 歳未満）

【助成内容】

- ・治療費～医療保険適用の特定不妊治療を併用して実施した先進不妊治療に要した治療費（1 回の交付あたり上限 5 万円）
- ・交通費～医療機関において先進不妊治療を受診するときに要した交通費（片道 25～50 km までは往復で 1,430 円を助成）

【申請方法】

下記のものを持参のうえ、原則として 1 回※の治療終了ごとで 60 日以内に、保健福祉センターで申請してください。

- ・検査や治療に係る領収書
- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・和寒町先進不妊治療費等助成事業受診等証明書（保健福祉センターで発行または町ホームページで様式をダウンロードし、医療機関が必要事項を記載するもの）

《問い合わせ先》

保健福祉課 保健係

TEL 0165-32-2000

FAX 0165-32-3377

②出産を迎えるにあたって

■出産育児一時金の支給

国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主に対して1児につき50万円を支給します。出産された方は、役場住民課窓口に申し込みください。

【申込みに必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・国民健康保険証
- ・出産日が確認できるもの（母子健康手帳等）
- ・振込先金融機関が確認できるもの
- ・出産費用を証明する領収・明細書
- ・世帯主の個人番号カードまたは、個人番号通知カード

■出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

出産育児一時金は、出産後の請求となり、退院時の支払には間に合いません。

直接支払制度では、医療機関等で必要な手続きを行うことで、50万円(※)を限度に、出産費用を国民健康保険から、直接、医療機関等に支払うものです。医療機関の窓口では、出産費用から50万円(※)を控除した額を支払うため、出産費用の全額を準備する必要はなくなります。

なお、出産費用が50万円(※)に満たない場合、差額は国保世帯主の口座に振込みます。

- ・国民健康保険の被保険者であること。
- ・医療機関等の窓口などにおいて、申請・受取にかかる代理契約を締結すること。
- ・納期到来月までの国民健康保険税を完納していること。

【支給額】 50万円(※)（満たない場合は、その差額を被保険者に支払います。）

【申込みに必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・国民健康保険証
- ・出産予定日が確認できるもの（母子健康手帳等）
- ・振込先金融機関が確認できるもの
（出産費用が50万円(※)に満たない場合に必要となります。）
- ・出産費用を証明する領収・明細書
- ・直接支払制度合意書等（写し）
- ・世帯主の個人番号カードまたは、個人番号通知カード

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産または、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、48万8千円となります。

《問い合わせ先》
住民課 保険医療係
TEL 0165-32-2422
FAX 0165-32-4238

◆社会保険に加入されている方は勤務先におたずねください。

■産前産後期間の国民健康保険税の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税（出産被保険者の均等割・所得割部分）が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含む）

【対象者】国民健康保険に加入している方、出産日が令和5年11月1日以降の方

【届出期間】出産予定日の6か月前から届出可能

【届出先】和寒町役場住民課保険医療係

《問い合わせ先》
住民課 保険医療係
TEL 0165-32-2422
FAX 0165-32-4238

■産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含む）

【対象者】「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出期間】出産予定日の6か月前から届出可能

【届出先】和寒町役場住民課お客さま窓口係

《問い合わせ先》
住民課 お客さま窓口係
TEL 0165-32-2500
FAX 0165-32-4238

■出産手当金

出産手当金とは健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられなかったときの所得保障です。

【支給される金額】 1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

◆詳しくは、勤務先におたずねください。

■育児休業給付とは

満1歳未満の赤ちゃんを育てるため休業した被保険者の方に一定の給付金を支給することによって、育児休業を取得しやすくするとともに、その後の職場復帰を援助・促進し、職業生活の継続を支援する制度で、育児休業期間中に支給される「育児休業基本給付金」と育児休業終了後職場に復帰し6か月経過した際に支給される「育児休業者職場復帰給付金」の2種類があります。

●育児休業基本給付金

【支給額】

支給対象期間（1か月）当たり原則として

休業開始時賃金日額 × 支給日数の30%相当額

●育児休業者職場復帰給付金

【支給額】

休業開始時賃金日額 × 育児休業基本給付金が生じた支給対象期間の支給日数の
合計日数の10%相当額

◆詳しくは、勤務先におたずねください。

働くお母さんへのワンポイントアドバイス

ー 育児休業制度について ー

1歳未満の子どもを育てるために、子どもの1歳の誕生日の前日まで休みを取ることができる制度で、事業主へ申し出ることにより、育児休業を取得することができます。

さらに、保育所などの利用申し込みをしたが入所できないなど一定の要件を満たす場合、子どもが最長2歳になるまで休みを延長できます。

(国の育児・介護休業改正ポイント)

◆期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日～）

(改正前)

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



(改正後)

- (1) の要件を撤廃し、(2) のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
※育児休業給付についても同様に緩和

◆産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日～）

従来の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内の期間内で4週間（28日）以内を分割で2回まで取得することができました。

◆育児休業の分割取得（令和4年10月1日～）

子が1歳になるまでの「育児休業」も2回に分割して取得できるようになりました。

③赤ちゃんが生まれたら

■出生届

お子さんが生まれた日から14日以内に、医師、助産師等が作成した出生証明書がついた出生届を出しましょう。

【必要なもの】

- ・出生届（出生証明書を含む）
- ・母子健康手帳

【注意事項】

- ・赤ちゃんの名は人名用漢字・常用漢字・平かな・片かなの範囲に限られています。
- ・届出人は、原則として「父」または「母」となります。

※赤ちゃんが外国人でも日本国内で生まれた場合、届出が必要です。

■にれっこ祝金の支給

和寒町に在住（住民登録）して、新生児を出産された方に対して、お祝いとして支給されます。

※出生届と同時に手続きをしていただき、その場で支給します。

【支給額】 100,000円（出生人数に制限はありません）

【支給に必要なもの】 印鑑（朱肉を使うもの）

■健康保険の加入手続き

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の加入手続きが必要になります。

国民健康保険の場合は、出生届の際に窓口で保険証をお渡しします。

（未就学児の均等割額が1/2に減額になります。）

また、社会保険の場合は、勤務先で手続きをしてください。

■町指定ごみ袋の支給

紙おむつ等の衛生ごみが日常的に出る3歳未満乳幼児のいる世帯に対し、対象者1人につき、町指定の燃やせるごみ袋20ℓ10枚入を18本支給しますので、申請してください。

（生後月数により支給本数は異なります。）

《問い合わせ先》
住民課 お客さま窓口係
TEL 0165-32-2500
FAX 0165-32-4238

■妊婦のための支援給付

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され令和7年4月から開始します。（詳しくはP.5を参照してください。）

《問い合わせ先》
保健福祉課 保健係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■児童手当の支給

出生から18歳年度末までの児童を養育している方に手当が支給されます。

児童手当を受けるためには、赤ちゃんが生まれてから15日以内に「認定請求」をすることが必要です。
(P.33を参照ください)

【支給月】原則として毎年2月から隔月で支給（2か月分ずつまとめて支給）

【支給額】（月額）

- ・3歳未満 一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円
- ・3歳以上小学校修了前（第3子以降※） 15,000円
- ・中学生 一律 10,000円
- ・所得上限限度額未満世帯 5,000円
- ・所得上限限度額以上の世帯 支給対象外

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【認定請求に必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・請求者の口座番号
- ・請求者の健康保険証の写し

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■わっさむ健やかこども医療費の助成

高校生等までのお子さんは、道内医療機関等の受診時に「健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証など）」及び「わっさむ健やかこども医療費受給者証」を提示することで窓口負担が無料になります。

【対象者】

和寒町に住所登録があり、健康保険に加入している高校生等まで※のお子さん

※「高校生等まで」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までをいい、高校等進学により町外に転出しても、保護者が町内に居住している場合は対象となります。

なお、婚姻した方やお子さんの所得が48万円をこえる場合は対象となりません。

※生活保護受給世帯のお子さんは助成の対象となりません。

【助成を受けるには】

「わっさむ健やかこども医療費受給者証」の交付申請が必要です。

〈申請（出生及び転入）の際に持参するもの〉

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・健康保険情報がわかるもの（乳幼児等の加入が済んでいること）
- ・所得課税証明書（必要な場合があります）

【助成対象診療】

- ・入院及び通院にかかる保険適用の医療費
- ・指定訪問看護にかかる基本利用料の自己負担限度額

※入院等で高額療養費や家族療養附加金が給付される場合は、その給付額を差し引いた金額を助成します。

【助成にならない診療】

- ①保険適用外診療分・・・薬の容器代、検診料、予防接種料、文書料、入院時における食事代等
- ②交通事故等の第三者が原因で通院・入院した医療費
- ③日本スポーツ振興センター災害共済給付・未熟児養育医療給付事業

小児慢性特定疾患治療研究事業・自立支援医療制度などの助成対象分

※以下の場合はいったん窓口で自己負担分をお支払いいただきます。

①受診時に受給者証を忘れた場合

②取り扱いのない道内の一部医療機関や道外の医療機関等を受診した場合
→保健福祉センターで払い戻しの手続きをしてください

【払い戻し手続きの際に持参するもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・領収書
- ・わっさむ健やかこども医療費受給者証
- ・振込先金融機関が確認できるもの

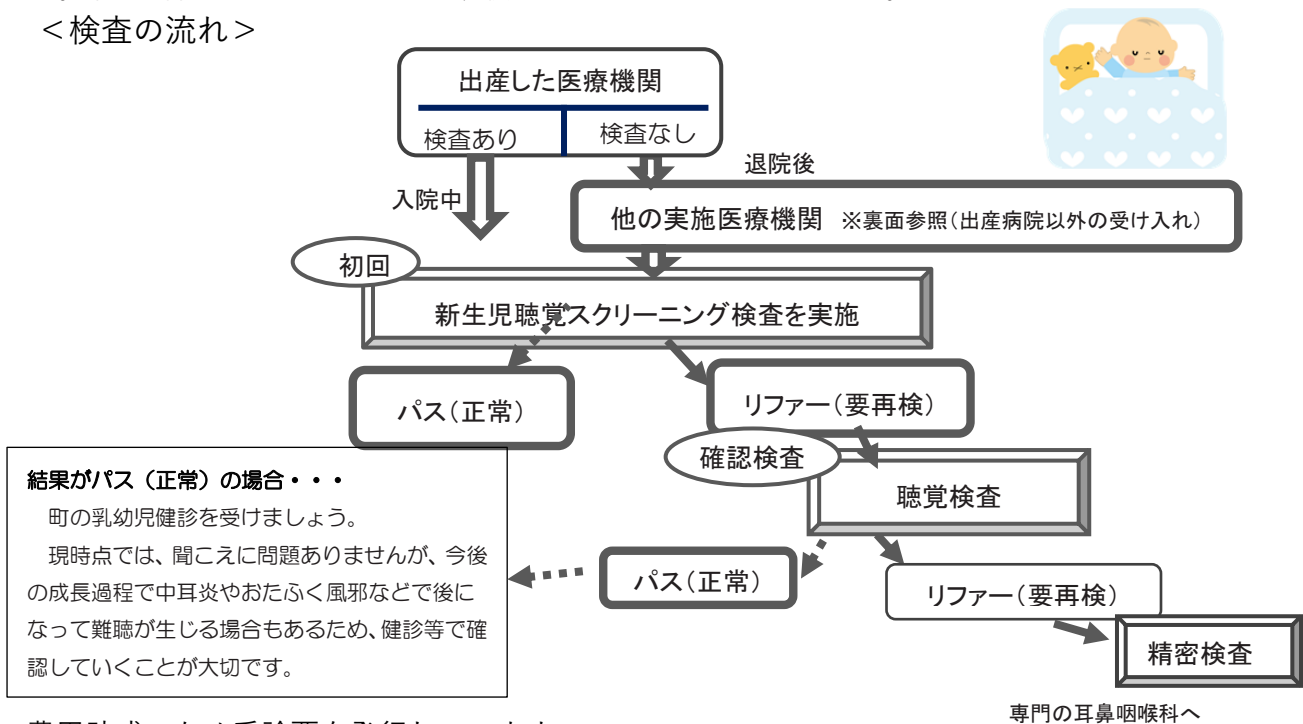
《問い合わせ先》
保健福祉課 保健係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成

新生児聴覚検査は赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるお子さんは1,000人に1～2人と言われています。赤ちゃんが眠っている間にヘッドホンのような機械を当てて、その反応を記録する検査で、5分程度で実施でき、痛みはまったくありません。

耳の聞こえに障がいがあるかどうかは外見ではわかりにくく、赤ちゃんの様子だけから判断することは困難です。早期に障がいを発見するために、検査を受けることをお勧めします。

<検査の流れ>



<費用助成のため受診票を発行しています>

1.対象者

- 和寒町に住所があり、居住している
- 検査を受けた新生児の保護者である

2.助成対象となる検査

- 検査の種類
 - * 自動聴性脳幹反応検査「自動 ABR」
 - * 聴性脳幹反応検査「ABR」
 - * 耳音響放射検査「OAE」

上記の種類において

- 新生児期の入院中または外来において実施したもの
- 特別な事情がある場合には、生後6か月までに実施したもの

3.助成額

- 新生児聴覚スクリーニング検査に係る検査費用の全額を助成します。（確認検査を含まない）
「新生児聴覚検査受診票」を医療機関に提出いただくことで、自己負担なく受けられます。
※P.15 の対象医療機関をご確認ください。

4.申請の流れ

- ①出産前に保健福祉センターで「新生児聴覚検査受診票」をもらう。
- ②出産時、病院へ受診票を提出する
- ③検査結果が母子手帳に記載される。
(検査結果は、医療機関から保健福祉センターへも送付されます)

【「新生児聴覚検査受診票」が利用できる医療機関（近郊）】

医療機関	検査内容				住所
	出産児の実施		他院出産児の実施		
	自動ARB	OAE	自動ARB	OAE	
JA北海道連 旭川厚生病院	○	－	○	－	旭川市1条通24丁目111番地 3
旭川赤十字病院	○	－	○	－	旭川曙1条1丁目1番1号
旭川医科大学病院	○	－	－	－	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院	○	－	○	－	旭川市7条通7丁目左 2 号
市立旭川病院	○	－	－	－	旭川市金星町 1 丁目1-65
医療法人社団 東光マタニティクリニック	○	－	－	－	旭川市東光10条6丁目2番14号
医療法人社団豊和会 豊岡産科婦人科医院	○	－	－	－	旭川市豊岡4条1丁目1番10号
名寄市立総合病院	○	－	○	－	名寄市西7条南8丁目1番地

※上記以外の受診票が利用できる道内医療機関については、北海道のホームページ（新生児聴覚検査 委託医療機関及び検査金額一覧）をご覧ください。



【「新生児聴覚検査受診票」が使用できない医療機関や道外で検査をされる場合】

- ①医療機関で新生児聴覚検査を受ける。
- ②検査費用を支払い、領収書・診療明細書を受け取る。
- ③保健福祉センターで費用助成の申請をする。
 - （持ち物）・母子健康手帳
 - ・印鑑（朱肉を使うもの）
 - ・領収書、診療明細書
 - ・振込口座の確認できるもの（通帳の写しなど）

■産後ケア事業

産後ケアとは、助産師がご自宅に訪問したり、お母さんと赤ちゃんが助産院へ出向いてさまざまなケアを受けることが出来るサービスです。出産後は、ホルモン分泌の急激な変化により体の回復に時間がかかり、育児に強い不安を感じやすい時期のため、町では出産後も安心して子育てができるよう、産後ケア事業を実施しています。

例えば、以下のような困り事に対するケアがあります（※赤ちゃん預かりサービスではありません）

- ・赤ちゃんが泣いてばかり
- ・おっぱいが張りすぎて痛い
- ・赤ちゃんが反り返って抱きにくい
- ・イライラする
- ・肩こりや腰痛がツライ
-などのお困りごとに対するケア

【利用できるかた】

和寒町に住所を有する母子（就学前までのお子さん）で、サポートを必要としているすべての方。
（医療行為が必要な方は利用できません）

【内容・料金】

おひとり7回まで利用できます。（引き続き利用が必要と認める場合は延長可）

たぐち助産院

士別市東6条1丁目3番地
090-9527-9077

プランA	助産師が自宅へ訪問……………1,500 円/回
プランB	助産院へ母子で出向く……………1,500 円/回

助産院あゆる

旭川市永山8条15丁目1番2号
0166-49-6018

助産院へ母子で出向き、

プランA	母乳・育児外来……………500 円/回
プランB	日帰りケア……………2,000 円/回

※産後健診の結果やお母さんやお子さんの様子、事業の利用状況などについて助産院と情報交換させていただきますので、ご了承ください。

【利用方法】

- ・まずは保健師にご相談ください。助産院と日程調整し、利用日を決めます。

（利用の際は『利用申請書』をご記載いただき、『利用決定通知書』をお渡しします。）

料金は利用ごとに助産院へお支払いください。

- ・里帰り等で、上記以外の助産院をご利用する場合も、事前に保健師にご相談ください。

この場合の料金は一度全額利用した助産院にお支払いいただきます。後日、支払った領収書等を添えて償還払いの申請をしていただき、自己負担額を差し引いた金額を払い戻します。



《問い合わせ先》
保健福祉課 保健係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■未熟児養育医療

出生体重が 2000 g 以下もしくは生命力が特に薄弱で医師が入院を必要と認めた児に対して、治療にかかった費用の助成を行っています。ただし、入院医療に限られます。

申請手続きは出生後速やかに（15 日以内）におこなってください。

《問い合わせ先》
保健福祉課 保健係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■小児慢性特定疾患医療費公費負担

小児ガン、糖尿病、内分泌疾患など厚生労働大臣の定める慢性特定疾患患者（18 歳未満）に対して、一定の医学的基準を満たしている場合、医療費の公費援助をおこなっています。（保護者の所得に応じて自己負担があります。）

※詳しくは
名寄保健所
にお問い合わせください。
TEL 0165-43-3121

■自立支援医療（育成医療）

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある 18 歳未満の児童に対し医療費助成をおこなっています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則 1 割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

④乳幼児健診・予防接種・育児教室

■新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業）

全新生児（希望により里帰りの新生児含む）を対象に保健師や保育士が訪問し体重測定・発達チェック、育児相談、各種健診などの説明をします。（事前に保健師より連絡させていただきます）

■健康相談・栄養相談

保健福祉センターまたはこども館へ電話または来所により、発達・育児・栄養について相談できます。

■1か月児健診助成

出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児を対象に健診費用の助成をしています。

■乳児健診（会場：こども館）

赤ちゃんの健康状態や発育、発達を確認できる大切な健診です。日頃気になっていることや食事のことなどもお気軽にご相談ください。

【対象者】 生後1～13か月までの赤ちゃん

【場所】 和寒町子育て支援センター「こども館」

【料金】 無料

☆日程は対象者にお知らせいたします。（年6回／2か月毎）

●健診内容

計測、問診、内科診察、離乳食相談、フッ素塗布（12か月以上の希望児）

育児相談、歯科相談、ブックススタート（5か月児対象）

■胆道閉鎖症スクリーニング検査

【対象者】 生後2週、1か月、1～4か月の赤ちゃん

【検査方法】 母子健康手帳の便カラーカードと赤ちゃんの便の色を比べ、1～3番の色に近い場合は1日も早く小児科医や小児外科医等の診察を受ける。

■先天性股関節脱臼検診

股関節が脱臼していないかどうかを早期発見するための検査です。

【対象者】 生後3～4か月の赤ちゃん

【料金】 無料

【内容】 医師による診察

【予約先】 1週間前までに和寒町保健福祉センターへご予約ください
(TEL:0165-32-2000)

【受診場所】 ①和寒町立診療所～随時（外科外来診療時間内）

②士別市保健福祉センター

住所：士別市東11条5丁目 3029-1

TEL:0165-22-2400

■1歳6か月・3歳児健診（会場：こども館）

☆対象者には日程等個別にご案内します。（年4回／3か月毎）

●1歳6か月児健康診査

（1歳6か月～2歳未満）

計測、問診、内科・歯科診察、フッ素塗布、健康・育児相談、歯科相談、栄養相談、療育相談

●3歳児健康診査

（3歳～4歳未満）

計測、問診、内科・歯科診察、フッ素塗布、尿検査、健康・育児相談、歯科相談、栄養相談、療育相談

■予防接種について

【持参するもの】母子健康手帳、予防接種予診票

●定期予防接種

定期予防接種とは、予防接種法によって、対象疾病、対象者及び接種期間などが定められている予防接種のことをいいます。接種費用は無料です。

種類	・ロタウイルス（1価又は5価） ・B型肝炎 ・小児用肺炎球菌 ・五種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、Hib感染症） ・BCG ・麻しん風しん（MR）混合 ・水ぼうそう ・日本脳炎 ・Hib感染症 ・四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ） ・子宮頸がん
接種場所	・和寒町保健福祉センター ・和寒町立診療所 ・士別市立病院 ※要予約

※詳細については、対象者へ個別にご案内しています。

●任意予防接種

国が定めた予防接種法によって対象疾病、対象者および接種期間などが定められた予防接種を「定期予防接種」と呼ぶのに対し、それ以外のものを「任意予防接種」と呼びます。

接種費用の全額または一部を町で助成します。

種類	おたふくかぜ	季節性インフルエンザ
対象者	1歳～小学校就学前まで	生後6か月～18歳（高3） 65歳以上 妊娠中の方
接種場所	和寒町立診療所	

※詳細については、保健福祉課保健係にお問い合わせください。

種類	麻しん風しん混合ワクチン（MR）、風しんワクチン単抗原ワクチンのいずれか
対象者	平成7年4月1日以前に生まれた方で以下に該当し、抗体価が不十分とされた方 ① 妊娠を予定、または希望している女性及びその夫 ② 妊娠している女性の夫及び同居している家族
接種場所	和寒町立診療所

※マイナ保険証等住所の分かるもの、印鑑、妊婦の夫の場合は母子手帳を持ち、保健福祉センター窓口で申請をしてください。

■歯科検診・フッ素塗布費用の助成

子どもの歯はやわらかく虫歯になりやすいため、予防に効果のある方法としてフッ素塗布があります。フッ素は酸に溶けにくい丈夫な歯を作ったり、歯の表面を修復するなどの効果があります。

- 【対象者】 1歳から小学校就学前のお子さん
- 【助成額】 町内歯科医院の場合：1回 1,000円まで
町外歯科医院の場合：1回 500円まで
- 【助成回数】 子ども1人につき年4回まで（3～4か月ごとに受けましょう）

〈助成を受けるまでの流れ〉

- ① 歯科医院で歯科検診・フッ素塗布を受ける。
費用を支払い、領収書・診療明細書を受け取る。
持ち物：母子健康手帳、健康保険情報がわかるもの※（マイナ保険証など）、
わっさむ健やかこども医療費受給者証※
※歯科医院によって、内容により医療保険の対象となる場合があるためお持ちください。
- ② 保健福祉センター窓口で費用助成の申請手続きを行う。
後日、指定の口座に助成額が振り込まれる。
持ち物：領収書、診療明細書、母子健康手帳（写し）、印鑑（朱肉を使うもの）
振込口座の確認できるもの（通帳の写しなど）

■育児教室・・・対象者（該当する月齢など）には案内・周知します。

●離乳食育児教室（ベビーズレストラン）

乳児をもつ母親（2か月児～）を対象に管理栄養士・保健師による離乳食の進め方についての調理実習・育児講話を行っています。（年4回実施）

- 【料 金】 調理実習食材料代 300円／回
- 【場 所】 保健福祉センター

●幼児食教室（まんまる食堂）

1歳以降の幼児とその保護者を対象に管理栄養士・保健師による食事についての講話や調理実習・育児講話を行っています。（年3回実施）

- 【料 金】 調理実習食材料代 300円／回
- 【場 所】 保健福祉センター

■にれっこ健診

- 【対 象 者】 町内に住所を有する小学5年生、中学2年生、高校3年生相当年齢の希望者
※健診当日は保護者の同伴が必要です
- 【料 金】 500円
- 【検査内容】 ①尿検査 ②身体計測 ③問診・血圧測定 ④血液検査
- 【日時・場所】 ・保健福祉センター【集団健診】
（6月下旬～7月上旬のうち5日間、10月下旬に2日間程度実施）
・和寒町立診療所【個別健診】
（冬季休業期間中に1日程度実施）

《問い合わせ先》
保健福祉課 保健係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

⑤障がいのある子どもの子育て支援

経済的支援

■特別児童扶養手当

20歳未満の障がいを持つ子どもを養育している方に手当が支給されます。

※支給要件があります。（P35を参照ください。）

【手当額】 1級・・・1人につき 月額 55,350円
2級・・・ // 36,860円

■児童扶養手当

母子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または、20歳未満で中程度以上の障がいのある児童を養育されている方に支給されます。また、父が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給されます。（P34を参照ください。）

※所得制限があります。

【支給額】

（全部支給）

1人の場合月額 45,500円

2人の場合月額 56,250円

3人以上の場合は、1人につき月額 6,450円が加算されます。

（一部支給）

1人の場合月額 10,740円 ～ 45,490円

2人の場合月額 16,120円 ～ 56,230円

3人以上の場合は、1人につき月額 3,230円 ～ 6,440円が加算されます。

■障害児福祉手当

20歳未満の重度障がいのある児童に対し手当を支給します。

※支給要件があります。（P36を参照ください。）

【手当額】 月額 15,690円

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

生活上の支援

■身体障害者手帳

身体障がい児（者）が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの種別や程度により区別して認定されます。

■療育手帳

知的障がい児（者）が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい児（者）が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。
有効期限があり、随時更新が必要です。

■児童デイサービス

障がい児に対して、こども通園施設や肢体不自由児施設等に通って、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するものです。

■補装具の交付・修理・貸与

日常生活上の機能を向上させるため、車いす等の補装具の交付・修理・貸与を行います。身体障害者手帳を持つ方が対象です。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

■日常生活用具の給付

在宅の障がい児（者）に対し、訓練用ベッドや入浴補助用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

■心身障がい者扶養共済制度

この制度は障がい者を扶養している方が毎月一定額を払い込み、その扶養者に万が一の場合に、残された障がい者に一生涯年金を支給する制度です。

【心身障がい者の範囲】

- ① 知的障がい者 ②身体障がい者 1級～3級
- ③ 精神又は身体に永続的な障がい有する方
- ④ ①又は②と同程度の障がい認められる方（精神病、脳性まひ、進行性筋萎縮症等）

【加入できる保護者】

配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母などで65歳未満の方

【掛 金】

加入時の年齢により異なります

34歳まで9,300円 ～ 64歳まで23,300円（7段階）

心身障がい者1人につき、2口まで加入できます。

【年金の支給】

（1口加入者） 月額 20,000円

（2口加入者） 月額 40,000円

《問い合わせ先》

保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

発達支援のための施設

■児童デイサービス施設（こども通園センター）

主に就学前のお子さんの発達を心配しているご家族を対象に、保護者とお子さんが一緒に通園し遊びを通して、ことばやこころの発育をうながす施設です。

施設名	所在地	電話番号	設置者
士別市こども通園センターのぞみ園	士別市東5条北5丁目24番地1	0165-23-0727	広域（士別地域）

●交通費助成

士別市こども通園センターのぞみ園の通園には社会福祉施設等通所旅費助成制度により交通費の3／4を助成します。所定の申請書に施設の通所証明をいただき、申請してください。

■肢体不自由児通園施設

上肢、下肢または体幹に機能障がい（肢体不自由）のある児童に対し、肢体不自由児施設の機能を十分活用することにより、通園によって効果が得られる児童に対し必要な機能回復訓練等の療育を行う施設です。

施設名	所在地	電話番号	設置者
旭川子ども総合療育センター	旭川市春光台2条1丁目1番43号	0166-51-2126	北海道

■特別支援学校

学校名	所在地	電話番号
北海道鷹栖養護学校	上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号	0166-87-2261
北海道美深高等養護学校	上川郡美深町字西町25番地	01656-2-2155
北海道旭川盲学校	旭川市旭町2条15丁目	0166-51-8101

⑥子どもを預ける（保育所ガイド）

■保育所とは

保護者が働いていたり、病気や介護などで子どもを保育できない場合、保護者に代わって子どもを保育するための「児童福祉施設」です。

■和寒町保育所

和寒町保育所は認可保育所で、児童福祉法の認可を受けた保育施設です。保護者が仕事や病気などの理由により家庭で子どもの保育ができない場合、乳児または幼児から就学前までの子どもを保育所で保育することができます。

■入所について

●入所できる乳幼児

生後8か月～小学校就学前までの子どもが入所できます。

●申込み方法

- ・受付は、保健福祉課および保育所でおこないます。
- ・入所申込用紙は、保健福祉課および保育所で配布します。
- ・0歳児のお子さんの入所申し込みをされる場合は、入所希望する日の2か月前までに申し込みが必要です。（定員は6名）

※年度途中でも随時申し込みを受け付けています。

（職員確保が困難な場合等は、待っていただく場合があります）

■認可保育所

施設名	和寒町保育所
設置主体	和寒町
住 所	〒098-0111 上川郡和寒町字三笠95番地
電 話	0165-32-2242
F A X	0165-32-2242（電話兼用）
定 員	100人
対象年齢	生後8か月から就学前まで
保育時間	午前7時30分～午後6時30分 ※土曜日は午後4時30分まで
給 食	有（副食、おやつ）※3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ
特別保育事業等	障がい児保育、一時保育

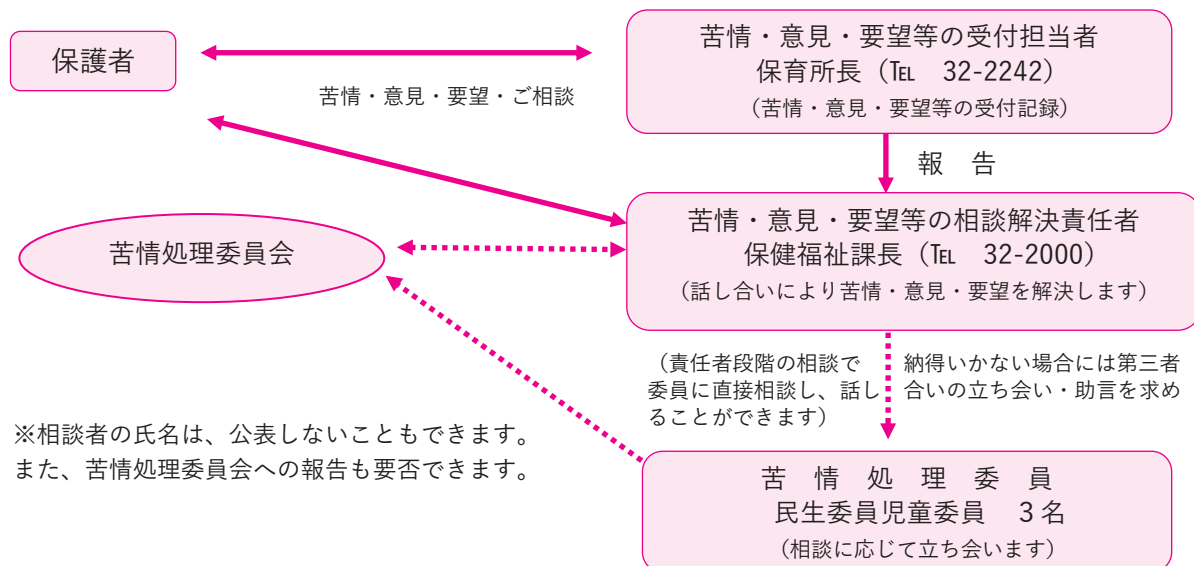
■保育料について

和寒町保育所を利用される町民の方は、令和元年10月より完全無償化となりました。

■ 苦情・ご意見・ご要望等の相談について

保育についての悩み、保育所に対する苦情・ご意見・ご要望はいつでも電話や送迎の際に保育士にご相談ください。万が一、納得がいかない、解決に至らないなどの場合は、相談の窓口として受付責任者、担当者を設けていますので、お気軽にご相談ください。

《苦情・ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて》



■保育料について

国は令和元年 10 月から幼稚園や保育所などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスのお子さん、町民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスのお子さんの利用料を無償にすることとしました。（青文字）

町ではさらに、和寒町保育所を利用されるお子さんについて助成を拡大、町外施設を利用するお子さんの利用料軽減と副食費の助成もおこないます。（赤文字）



和寒町保育所

対象年齢	3 ～ 5 歳	0 ～ 2 歳	
町民税	課税・非課税全世帯	課税世帯	非課税世帯
利用料	無 償	<u>町が</u> <u>全額</u> <u>助成</u>	無 償
主食費	主食持参		
副食費	<u>町が全額助成</u>		
その他の費用	基本的に無償		

一時保育の利用料も無償化になります。

（保育所の状況により希望する日に利用できない場合があります）

町外施設

				
対象年齢	3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳	
町民税	課税・非課税全世帯	課税・非課税全世帯	課税世帯	非課税世帯
利用料	無 償	無 償	<u>課税額により 町が規定した額 (国が定めた基準の 3 割程度)</u>	無 償
主食費	施設の提示する額	施設の提示する額		
副食費	//	//		
	<u>月額 4,500 円を上限に町が助成します。</u>			
その他の 費用	施設の提示する額			

《問い合わせ先》

和寒町保育所

TEL 0165-32-2242

FAX 0165-32-2242

保健福祉課 福祉係

TEL 0165-32-2000

FAX 0165-32-3377

⑦子育て支援センター「こども館」

■子育て支援センターとは

少子化・核家族の進行といった社会的状況の中で、子どもの保護者は、地域社会からの孤立化、孤独感を感じたりし、子育てに対して身体的・心理的負担が増大しています。

このような中で、乳幼児を持つ親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊びの場を提供し、地域の中で保護者が安心して子育てをおこない、子どもたちが健やかに成長するための環境作りと支援をおこなうところです。

◇ひろば・講座

「ひろば」は自由に利用していただけますが、講座は申し込み制となっています。

●遊びの広場

保育所入所前の親子が一緒に遊んだり、同世代のお子さんを持つ親同士のふれあいの場です。

(※申し込みはいりません)

【開設日】 月～金曜日 9時から12時まで、13時から16時まで

●ふれあい遊び

保育所入所前の親子が集い、保育士等がふれあい遊びや絵本の紹介、保健師の相談対応などをおこないます。

【開設日】 毎週水曜日 10時30分から12時00分まで（第3水曜日のみ13時30分から15時）

●親子遊び体験

保育士等が「手遊び」「小麦粉粘土」「手作りおもちゃ」など、いろいろな遊びを紹介します。

(※設定によって事前に申し込みしていただくことがあります。)

【開設日】 第2週金曜日 10時30分から11時30分まで ※週・時間変更有

●子育て講座

保育所入所前の子育て中の保護者が、陶芸・ストレッチなどの教室に参加しリフレッシュしていただく講座です。託児があるので安心して参加していただけます。年5回開催しています。

(※参加費をいただく場合があります。)

【料 金】 実施内容により異なります。(実費)

●育児広場「ママコヤ」

保育士・保健師により、保育所入所前の親子を対象に設定遊び、子育て情報交換(座談会)、専門分野の方の講演等、年5回開催しています。

【料 金】 無 料

●キッズ・ベビーマッサージ教室・マタニティ&産後ケア教室

キッズ・ベビーマッサージ教室) 幼児・1歳未満の赤ちゃん対象 年6回開催

マタニティ&産後ケア教室) 妊産婦さん対象の教室 年1回開催

●子育て相談

育児に関する悩み、不安などの相談を受けつけています。内容は秘密厳守します。

相談は保健師または保育士がお受けします。

【相談開設時間】 月曜日～金曜日 9時から12時(電話相談は17時まで)

【相談場所】 子育て支援センター『こども館』

⑧健全育成事業・放課後児童クラブ

■健全育成事業とは

児童のための事業で、子どもに健全な遊びを提供し、遊びを通して児童が心身ともに健やかに成長し、情操を豊かにすることを目的としています。

遊びは、人との関わり方やルールを学べるなど、子どもたちの発達に大切な要因です。しかし、今の子どもたちは「遊ばない、遊べない、遊びを知らない、遊ぶ場がない、遊ぶ時間がない」といわれています。それらを解消するために、健全育成事業によってさまざまな経験を促します。

◇開設場所

施設名	所在地	利用等
子育て支援センター 『こども館』内	和寒町字三笠 96 番地 (TEL 32-3125)	○開設日 月曜日～金曜日 ○開設時間 9時から12時、13時から17時まで ※就学前の児童利用は保護者同伴で16時まで ○利用料 無料 ※行事などによっては参加費を徴収することがあります。

※一時的に保護者が不在等の時に下校時から利用できる『ランドセル来館』もおこなっております。

(利用の際は、事前にお電話等で申し込みしてください)

※健診事業等で午後から休館になる場合があります。

【申込み】

自由来館です。(行事などで、事前の申込みが必要な場合があります)

■放課後児童クラブとは(学童保育)

放課後、保護者不在を常態とする家庭の小学生で、保護者の適切な育成を受けられない児童に対し、放課後児童クラブを開設しています。

◇開設場所

施設名	所在地	利用等
子育て支援センター 『こども館』内	和寒町字三笠 96 番地 (TEL 32-3125)	【開催日】 ・月～金曜日 (開設時間 13時00分～18時30分) ・第2, 4 土曜日(5～10月) (開設時間 8時00分～16時30分) ※土曜日以外の長期休業期間などは 8時00分～18時30分 【利用料】 無料 ※行事などによっては、参加費を徴収することがあります。

【申込み】

申込みの受付は、子育て支援センター『こども館』でおこないます。

《問い合わせ先》
子育て支援センター『こども館』
TEL 0165-32-3125
FAX 0165-32-3125

⑨小・中学校ガイド

■町立小・中学校へ入学するとき

●就学通知

新しく小・中学校に入学するお子さんがいる家庭に入学通知書を送付し、入学期日と学校をお知らせします。

●次のようなときは教育委員会庶務学校教育係へお申し出ください。

- ・病気などの理由で就学にさしつかえるとき
- ・国立や私立の学校へ就学するとき
- ・盲学校、聾学校、養護学校へ就学するとき
- ・住所などに変更があったとき

●就学前の健康診断・知能検査

小学校新入学児童を対象に、健康診断・知能検査を実施します。この就学時の健康診断は、学校保健法の規定により、知能検査は知的発達の度合いを検査し、お子さんの就学をよりよくするためにおこなうものです。（詳しくはハガキで通知します）

◇町内小・中学校一覧

学校名	住 所	T E L	F A X	メールアドレス
和寒小学校	和寒町字北町	32-2003	32-2063	washou@educet01.plala.or.jp
和寒中学校	和寒町字日ノ出	32-2057	32-3192	wassamuchu@educet01.plala.or.jp

■転校するとき

●転入したときは

役場住民課お客さま窓口係で住民登録をしてから、転出先で受けた在学証明書、教科書用図書給与証明書を教育委員会庶務学校教育係に提出してください。

●転出するときは

現在の学校から在学証明書と教科書用図書給与証明書を発行してもらい、転出先の市町村役場で住民登録をし、教育委員会に提出してください。

■小・中学校就学援助制度

小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、学用品・医療費・給食費・修学旅行などの費用を援助する要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度を設けています。

【対象者】

経済的な理由で修学が困難な生活保護世帯に準ずる世帯（所得調査により教育委員会が認める世帯）で町内の小・中学校に在学する児童及び生徒の保護者。

【申請方法】

申請書（教育委員会庶務学校教育係で発行します）に関係書類を添えて学校長に提出してください。

その後、学校を通じて教育委員会に申請があった方について、教育委員会が認定の可否を決定します。

【援助費の支給】

- ・学用品費は5月、修学旅行費は実施月の翌月下旬、体育実技用品費は2月、新入学準備金は3月に支給します。
- ・給食費は毎月支給し、3月に精算します。

◇令和 7 年度援助内容（参考）

費 目	支 給 額		内容及び対象者 支払予定時期
	小学校	中学校	
学用品費	年間 11,630 円	年間 22,730 円	認定者全員 5 月中旬（口座振込により支給）
通学用品費	2～6 年 2,270 円	2～3 年 2,270 円	第 1 学年を除く学年対象 5 月中旬（口座振込により支給）
新入学児童	年間 57,060 円	年間 63,000 円	第 1 学年のみ 3 月下旬（口座振込により支給）
修学旅行費	限度額 22,690 円	限度額 60,910 円	該当学年 実施月の翌月下旬 （口座振込により支給）
体育実技用品費	限度額 26,500 円	限度額 38,030 円	認定者全員 2 月中旬（口座振込により支給）
オンライン学習通 信費	限度額 15,000 円	限度額 15,000 円	該当世帯 5 月中旬（口座振込により支給）
学校給食費	保護者負担金額		認定者全員 毎月（口座振込により支給）
医療費	保護者負担金額 学校病（トラコーマ、結膜炎、白癬、 疥癬、濃痂疹、中耳炎（慢性副鼻腔炎に限る）、 アデノイド、う歯、寄生虫病		認定者全員 保護者に医療券を発行し町が支払う。
校外活動費	保護者負担金額		該当学年 9 月下旬（口座振込により支給）
クラブ活動費	保護者負担金額		該当者 5 月中旬（口座振込により支給）
PTA 会費	保護者負担金額		認定者全員 5 月中旬（口座振込により支給）

※要保護世帯は修学旅行費のみ支給。

■遠距離通学費補助

通学距離が、小学生 1.5Km 以上（バス路線以外の地域）・中学生 3Km 以上の保護者に補助をします。
各学校を通じて受給申請書を提出してください。

《問い合わせ先》
教育委員会 庶務学校教育係
TEL 0165-32-2477
FAX 0165-32-3004

⑩高校生以上への子育て支援

■私立高等学校奨学資金制度

北海道では、私立高等学校に学ぶ生徒の経済的負担の軽減を図るため、入学資金貸付、授業料軽減補助及び奨学金の貸付制度を設けています。（入学資金、奨学金－返済は12年以内）

【申し込み資格】 ・生活保護受給世帯の生徒 ・市町村民税非課税世帯の生徒

【問い合わせ先】 （入学予定または在学の私立高等学校または下記へ）

・入学資金・奨学金：（財）北海道高等学校奨学会（011-222-6166）

・授業料免除：北海道総務部人事局学事課（011-231-4111 内線 22-513）

■和寒町奨学資金の貸付

和寒町では、経済的理由により修学困難な学生生徒に対して、奨学資金の貸付を行っています。

【奨学生の条件】

次の各号の条件に該当する高等学校生徒(定時制を含む)、専修学校生、短期大学又はこれに準ずる学生及び大学生(大学院生を含む)の中から教育委員会が審査のうえ決定します。

① 奨学生の保護者等が本町内に住所を有する方

② 向学心が旺盛で学校長の推薦する方

③ 経済的理由により修学困難な方

【申請手続き】

奨学資金の貸付を受けようとする方は、毎年3月25日までにその在学する学校長(在学しないものにあつては最終学校長)の推薦書を添え、当該学校長を経て教育委員会に申請してください。

①奨学資金申請書 ②奨学生推薦書 ③入学通知書(在学証明書) ④連帯保証人1人、保証人(町外居住者可)1人 ⑤連帯保証人、保証人の印鑑証明 ⑥家族全員の所得証明

※①の用紙は和寒町教育委員会で発行します。

区 分	貸 付 額		返還期間（卒業後満 1 年を経た時）	
高等学校生	1 か月	10,000 円	5 年以内	利息免除 月賦・半年賦・年賦
専修学校生			2 年以内	
短期大学生		20,000 円	7 年以内	
大学生		30,000 円	10 年以内	

※なお、特別な事情により更に奨学資金が必要と認められる場合には月額1万円増額して貸付が受けられます。

◆ふるさと生活応援事業（平成27年度以降に卒業し返還を開始するかたから対象）

① 返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方に対し、償還額の1/2を減免

② 医師免許取得者で返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方、また和寒町にある事業所で常勤の医師として就労している方に対し、償還額を全額減免

■和寒町高校生徒通学費等補助制度

和寒高等学校の募集停止に伴い、和寒町では高校生の通学費等に係る保護者負担の軽減を図るため、通学費等の一部を補助しています。

【補助の対象者】

和寒町に住所を有し、旭川市内及び和寒から中川までの高等学校に通学する生徒の保護者

【補助の期間】 中学卒業後 3 年間

【補助金の額】

1. 和寒から通学する高等学校の所在駅までの J R 3 か月定期運賃額の 2 分の 1
2. 自宅から和寒駅までの距離が 6 キロメートル以上の方は町営バスの定期運賃額
3. 下宿をしたときも 1 及び 2 の額を適用

【補助申請】

- ・ 所定の申請書により 4 月 12 日までに教育委員会に提出してください。
- ・ 毎年申請が必要となります。

※入学時の申請の際に合格通知書の写しを添付し、学期毎に在学証明の提出が必要となります。

《問い合わせ先》
教育委員会 庶務学校教育係
TEL 0165-32-2477
FAX 0165-32-3004

■日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、教育の機会均等に寄与するため学資の貸与、その他学生等の就学援助を行うこと等により、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材育成に資することを目的としています。

※日本育英会の奨学金は、日本学生支援機構奨学金に引き継がれました。

【奨学生の条件】

- ・ 短期大学・大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生および生徒を対象とし、学校長の推薦を受けた申込者に選考のうえ、採否を決定します。
- ・ 選考は人物・健康・学力・家計について基準に照らしておこないます。

【問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構（0570-03-7240）

⑪児童への各種手当

■児童手当

中学校を終了する前の児童を養育している方を対象に「児童手当」または「特例給付」が支給されます。申請手続きは、出生や転入の翌日から15日以内におこなってください。原則として支給開始月は申請月の翌月です。手続きが遅れた場合、さかのぼって支給されませんのでご注意ください。

【受給資格】

- 和寒町内に住所を有し、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方
 - ・養育者が父母の場合は、監護（監督・保護）し、生計が同じであること
 - ・養育者が父母でない場合は、監護し、生計を維持していること
- ※受給者（認定請求者）は、原則、父または母のうち所得が高い方とします。
（所得が同程度の場合は、児童が税法上いずれの扶養親族になっているか、健康保険証上いずれの被扶養者になっているか等をもとに判断します。）
- ※児童が児童養護施設等に入所している、または、里親に委託されている場合は、施設の設置者等が受給者になります。
- ※離婚調停中等で父母が別居し、父母が生計を同じくしない場合、児童と同居する親が受給できます。
（離婚調停中等である旨の証明が必要です。）
- ※父母が受給資格を満たさない場合（父母が国外居住の場合等）、未成年後見人や父母の指定する者が受給できます。

【手当額】

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）	支給月
3歳未満	一律 15,000 円	6・10・2月に前月分までの手当が支給されます。 ※各支給日は10日（振込日が休日等に当たるときは、直前の営業日）
3歳以上 小学校終了前	10,000 円 (第3子以降※は15,000 円)	
中学生	一律 10,000 円	

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●特例給付について

児童を養育している方の所得が所得上限限度額未満の場合は、「特例給付」として児童1人当たり月額一律5,000円が支給されます。
※所得上限限度額以上の場合は支給対象外となります。

【申請手続きに必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
 - ・受給者の健康保険証
 - ・受給者名義の通帳
 - ・受給者及び配偶者の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
 - ・転入の方は、受給者及び配偶者の所得証明書
- ※必要に応じて提出していただく書類があります。

●手続きが必要なときについて

- ①お子さんが生まれたとき
- ②転入・転出・転居等で住所が変更になったとき
- ③児童を養育しなくなったとき
- ④公務員になったとき、または、公務員でなくなったとき

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

■児童扶養手当

両親の離婚、死別などにより児童の母（父）、または、母（父）にかわりその児童を養育している方、あるいは父（母）が重度の障がいを持つ児童の母（父）に支給されます。

【手当支給の要件】

次の（１）から（５）のいずれかの状態の児童（18歳年度末まで、心身などに中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している方。

- （１）父母が婚姻を解消した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- （４）父または母の生死が明らかでない児童
- （５）その他（父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など。）

【手当額】

●手当支給額（令和6年度月額）

	第1子	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	45,500 円	10,750 円	6,450 円
一部支給	10,740 円～45,490 円	5,380 円～10,740 円	3,230 円～6,440 円
全部停止	0 円		

※一部支給の手当額は、所得に応じて決まります。（10円刻み）

●手当の支給

請求した翌月分から支給対象となります。4・8・11・1・3月に前月分までの手当が支給されます。

（※振込日が休日等にあたるときは、直前の営業日。）

【認定請求に必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・健康保険証
- ・認定請求者名義の預金通帳
- ・個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ・転入の方は、受給者の所得証明書

※必要に応じて提出していただく書類があります。

●手続きが必要なときについて

- ①養育している児童の人数が変わったとき。
- ②婚姻（事実婚）などで資格がなくなったとき。
- ③住所、氏名、支払金融機関が変わったとき。
- ④**現況届**・・・ 毎年8月に現況届を提出する必要があります。現況届は、手当を受けている方の前年の所得状況と、8月1日時点の子どもの生活状況を確認するための届出です。もし、この届出をしなければ手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

※現況届を提出することで、8月分から翌年7月分までの1年間の支給が決まります。

●児童扶養手当の一部支給停止措置について（児童扶養手当法 13 条の 3）

受給資格者（養育者を除く）が、手当の支給開始から 5 年、または、手当の支給要件に該当してから 7 年を経過したとき（認定の請求をした日において、3 歳未満の児童を監護する場合にあっては、当該児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年）は、その経過月の翌月分から手当の 2 分の 1 が支給停止されます。

ただし、次の適用除外事由に該当し、必要書類の提出があった場合は支給停止されません。

◇適用除外事由

1. 就業していること、または、求職活動等をしている。
2. 重度の障がいの状態にある。
3. 疾病、負傷、要介護状態等により就業することが困難。
4. 監護する児童または親族が障がい、疾病、負傷、要介護状態にあることにより介護をおこなう必要があり、就業等が困難。

※上記のいずれかに該当する方は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」とそれを証明する書類の提出が必要です。

→就労証明書、（受給資格者が被保険者である）健康保険証の写し、医師の診断書 等

■特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを持つ 20 歳未満のお子さんを養育している方に支給されます。

【手当の支給要件】 次のいずれかの状態の児童を養育している方

- (1) おおむね身体障害者手帳 1、2 級及び重度知的障がい並びに同程度の精神障がいをもつ児童
- (2) おおむね身体障害者手帳 3 級及び中度知的障がい並びに同程度の精神障がいをもつ児童

【手当額】（令和 6 年 4 月～）※所得制限があります。

	月額
1 級（重度）	55,350 円
2 級（中度）	36,860 円

●手当の支給

請求した翌月分から支給対象となります。4・8・11 月に前月分までの手当が支給されます。

（※振込日が休日等に当たるときは、直前の営業日。）

【認定請求に必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・健康保険証
- ・認定請求者名義の預金通帳
- ・所定の診断書
- ・個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・転入の方は、受給者の所得証明書 ※必要に応じて提出していただく書類があります。

●手続きが必要なときについて

- ①対象児童の人数が変わったとき。
- ②対象児童の障がいが軽減したとき。
- ③住所、氏名、支払金融機関が変わったとき。
- ④所得状況届・・・ 毎年 8 月頃に所得状況届を提出する必要があります。所得状況届は、手当を受けている方の前年の所得状況と、8 月 1 日時点の子どもの生活状況を確認するための届出です。もし、この届出をしなければ手当を受給できなくなりますのでご注意ください。
※所得状況届を提出することで、8 月分から翌年 7 月分までの 1 年間の支給が決まります。

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、公的年金を受けている場合は支給されません。

■障害児福祉手当

【手当の支給要件】

在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする重度の障がい児。

（障がいの程度が身体障害者手帳1、2級の一部または療育手帳A判定の一部と同じ状態にある児童）

【手当額】

●手当支給額（令和6年度月額） ※所得制限があります。

月額 15,690円

●手当の支給

請求した翌月分から支給対象となります。2・5・8・11月に前月分までの手当が支給されます。

（※振込日が休日等にあたるときは、直前の営業日。）

【認定請求に必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの） ・健康保険証
- ・認定請求者名義の預金通帳 ・所定の診断書 ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ・転入の方は、受給者の所得証明書 ※必要に応じて提出していただく書類があります。

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、公的年金を受給している場合は支給されません。

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

⑫ひとり親家庭等の方へ

■ひとり親家庭等医療費の助成

高校生までのお子さんは、「健康保険証」及び「ひとり親家庭等医療費受給者証」を提示することで、道内医療機関等受診時の窓口負担が無料になります。
高校卒業後は、初診時一部負担金のみの負担になります。

ひとり親家庭等（父子、母子家庭）の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭等の児童と母または父の医療費の助成をしています。

【支給要件】※児童扶養手当に準ずる

- (1) 父母が婚姻を解消
- (2) 父または母が死亡
- (3) 父または母が一定程度の障がいの状態にある
- (4) 父または母の生死が明らかでない
- (5) その他（父または母が1年以上遺棄、拘禁、母が婚姻によらないで懐胎、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたなど。）

○児童：18歳になる年度末（3月31日）までの児童で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 母または父に扶養もしくは監護されている
- (2) 両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている

※18歳～20歳未満でも、引き続き扶養されている場合は助成を受けることができます。

○母または父：ひとり親家庭等の母または父で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 18歳未満の児童を扶養もしくは監護している
- (2) 18歳以上20歳未満の児童を扶養している

*「扶養」とは…同居別居を問わず、児童の生活面において、経済的に援助している状態
*「監護」とは…同居別居を問わず、児童の生活の面倒をみている状態

【申請に必要なもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・健康保険証
- ・18歳を過ぎた児童は在学証明書、または民生委員の証明のある申立書
- ・転入の方は、受給者の所得証明書 ※必要に応じて提出していただく書類があります。

【助成対象医療】

- 児童：入院、通院、歯科、調剤、訪問看護、柔整にかかる保険適用分の医療費
- 母または父：入院、訪問看護にかかる保険適用分の医療費
※通院にかかる医療費の助成はありません。

【自己負担額】

- 児童
 - ・高校卒業まで…自己負担なし（全額助成）
 - ・高校卒業後～18歳年度末（または20歳到達の月末）まで…初診時一部負担金のみ自己負担
- 母または父：初診時一部負担金のみ

初診時一部負担金

- ・医科：580円
- ・歯科：510円
- ・柔整など：270円
- ・訪問看護：基本利用料の自己負担限度額（非課税世帯…8,000円、課税世帯…14,000円）

※以下の場合はいったん窓口で自己負担分をお支払いいただきます

①受診時に受給者証を忘れた場合

②取り扱いのない道内の一部医療機関や道外の医療機関等を受診した場合

→保健福祉センターで払い戻しの手続きをしてください

【払い戻し手続きの際に持参するもの】

- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・領収書
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・振込先金融機関が確認できるもの

《問い合わせ先》
保健福祉課 福祉係
TEL 0165-32-2000
FAX 0165-32-3377

和寒町では、下欄のとおり、独自に対象拡大や負担軽減対策を実施しています

北海道医療給付事業内容	和寒町
【対象者】 ・ひとり親家庭等の父または母…入院のみ ・扶養されている児童（20 歳未満含む）…入院・通院 【自己負担】 ・市町村民税課税世帯：医療費の 1 割負担 （月額上限：通院 14,000 円、入院 44,400 円） ・3 歳未満時及び市町村民税非課税世帯 ：初診時一部負担金のみ自己負担 【所得制限】 ・所得制限あり（児童手当特例給付に準拠）	【対象者】 ※左記に準ずる 【自己負担】 ・中学生までの児童：自己負担なし ・中学校卒業後～ ：初診時一部負担金 【所得制限】 ・所得制限なし

■子育て特別支援給付金 （和寒町単独事業）

市町村民税が非課税の父または母が重度の障がいのある児童や、離婚や死亡により父または母がいない児童を養育している父または母等に、手当を支給する制度です。

対象になる方		支給額（月額）（※1）	給付対象の方
・児童が 18 歳に到達する年度の末日まで ・政令で定める程度の障がいのある児童は 20 歳まで	1 父母が婚姻を解消（離婚） 2 父または母が死亡 3 父または母が重度の障がい 4 父または母が生死不明 5 父または母が 1 年以上遺棄 6 父または母が DV による保護命令を受けた 7 父または母が法令により 1 年以上拘禁 8 母が婚姻によらないで出産 9 特別な事情により保護者と生活できない児童を養育している里親	5,000 円	父または母養育者等
		必要な持ち物	
		・印鑑・市町村民税課税証明書(※2) —児童に障がいがある場合は— ・身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	

（和寒町子育て特別支援給付金支給規則）

※1 4・8・12 月に支給各月の前月分まで支給されます。

※2 所得証明書等は、扶養義務者等が町外に居住している場合や、その年 1 月 2 日以降に町外から転入した場合に必要とすることがあります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的な自立や、扶養している児童の就学などに必要な資金を無利子または低利で貸付します。

【対象となる方】 母子家庭・父子家庭・寡婦・父母のいない児童 など

資金の種類	内容	貸付限度額	利率
事業開始資金	事業を始めるのに必要な設備などの購入資金	2,930,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
事業継続資金	現在営んでいる事業を続けるために必要な資金	1,470,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
修学資金	高等学校以上への進学のための授業料・書籍代・交通費などに必要な資金	修学先・学年により異なります (※別表①参照)	無利子
技能習得資金	母・父・寡婦が就職や事業を始めるために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額：68,000 円 ※特別 816,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
修業資金	児童が就職や事業を始めるために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額：68,000 円 ※特別 460,000 円	無利子
就職支度資金	就職に直接必要な衣服等及び通勤用自動車を購入する資金	100,000 円 ※特別 330,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
医療介護資金	医療または介護（1 年以内）を受けるのに必要な資金	< 医療 > 340,000 円 ※特別 480,000 円 < 介護 > 500,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
生活資金	次の期間中の生活を継続するのに必要な資金		
	就職等のための知識技能習得期間	月額 141,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
	医療もしくは介護を受けている期間	月額 105,000 円	
	配偶者のない女子または男子となって 7 年未満の期間	月額 105,000 円 (合計限度額 2,520,000 円) ※特別（養育費取得のための裁判費用）1,260,000 円	
	失業期間（離職日の翌日から 1 年以内の間	月額 105,000 円	
住宅資金	住宅の補修・保全・改築・増築または建築に必要な資金	1,500,000 円 ※特別 2,000,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
転宅資金	移転に伴う住宅賃借に必要な資金	260,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
就学支度資金	入学に必要な資金	修学先により異なります。 (※別表②参照)	無利子
結婚資金	子どもの結婚に必要な資金	300,000 円	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%

《別表① 修学資金》※1 年生の場合

学校等種別			月額
高等学校・専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000 円
		自宅外	34,500 円
	私立	自宅	45,000 円
		自宅外	52,500 円
高等専門学校	国公立	自宅	31,500 円
		自宅外	33,750 円
	私立	自宅	48,000 円
		自宅外	52,500 円
専修学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500 円
		自宅外	78,000 円
	私立	自宅	89,000 円
		自宅外	126,500 円
短期大学	国公立	自宅	67,500 円
		自宅外	96,500 円
	私立	自宅	93,500 円
		自宅外	131,000 円
大学	国公立	自宅	71,000 円
		自宅外	108,500 円
	私立	自宅	108,500 円
		自宅外	146,000 円
専修学校（一般課程）			49,500 円

《別表② 就学支度資金》

学校等種別			限度額
小学校			64,300 円
中学校			81,000 円
高等学校・高専 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	150,000 円
		自宅外	160,000 円
	私立	自宅	410,000 円
		自宅外	420,000 円
大学・短大 専修学校（専門課程）	国公立	自宅	410,000 円
		自宅外	420,000 円
	私立	自宅	580,000 円
		自宅外	590,000 円
大学院	国公立		380,000 円
	私立		590,000 円
専修学校（一般過程）	国公立		150,000 円
	私立		160,000 円
修業施設	中卒後	自宅	150,000 円
		自宅外	160,000 円
	高卒後	自宅	272,000 円
		自宅外	282,000 円

《問い合わせ先》
 保健福祉課 福祉係
 TEL 0165-32-2000
 FAX 0165-32-3377

⑬児童虐待防止について

■児童虐待とは

- ①保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為（いわゆるネグレクト）として児童虐待に含まれる。
- ②児童の目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれる。とされています。

■児童虐待の種類

- （身体的虐待）身体に外傷が生じたり、または生じるおそれのある行為をすること
- （性的虐待） わいせつな行為をすること、またはさせること
- （ネグレクト）心身の正常な発達をそこなうような長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- （心理的虐待）ことばによる脅かし、拒否的な態度等により、怯えさせたり、傷つけるような行為

■虐待を受けたと思われる児童を発見したら

虐待を発見したときは、保健福祉センターまたはお近くの民生委員児童委員にご連絡ください。また、自分は「しつけ」と思っている、虐待をしているのではないかなどお悩みの方はご連絡ください。

■児童相談（虐待等の相談通告窓口）

相談できる施設等	所在地	電話番号	設置者
旭川児童相談所	旭川市 10 条通 11 丁目	0166-23-8195	北海道
和寒町保健福祉センター	和寒町字西町 111 番地	0165-32-2000	和寒町
民生委員・児童委員	毎年 5 月の広報誌に各地域の民生委員の氏名を掲載しています。		

■女性相談（性的被害や DV など女性特有のさまざまな悩みに関する相談）

相談できる施設等	所在地	電話番号	設置者
北海道女性相談支援センター	札幌市西区西野 3 条 9 丁目 12-36	011-661-9955	北海道
北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課女性支援室	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-206-6954	
上川総合振興局保健環境部社会福祉課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1	0166-46-5081 (相談専用電話)	
和寒町保健福祉センター	和寒町字西町 111 番地	0165-32-2000	和寒町
民生委員・児童委員	毎年 5 月の広報誌に各地域の民生委員の氏名を掲載しています。		

⑭和寒町公民館「恵み野ホール」

和寒町公民館は、公民館講座、生涯学習活動、文化サークル活動の拠点となっています。

■わっとさむドキドキクラブ

小学生を対象とした体験学習「わっとさむドキドキクラブ」事業を実施しています。自然体験や文化体験、お年寄りとの交流など年8回程度開催しています。また、保護者の方にもサポーターとして事業に加わっていただき、親子で参加できる体制をとっています。

■北海道移動巡回小劇場

小中学生向けの、児童劇や音楽鑑賞を実施し、芸術文化に触れる機会を提供し、心の教育を図っています。

■和寒町青少年育成町民会議

和寒町青少年育成町民会議では、登下校や放課後の子どもの安全のため、子どもの安全見守り隊（にこにこパトロール、子ども110番の家）を実施しています。

また、町PTA連合会等と連携し、子育て講演会等も実施しています。

■公民館の利用

午前9時～午後10時まで。利用には別途使用料金が必要です。

詳しくは、公民館にご連絡ください。

公民館名		郵便番号	住所	電話番号	FAX		
和寒町公民館 「恵み野ホール」		098-0133	和寒町字北町 61 番地	0165-32-2477	0165-32-3004		
利用施設・会議室							
1 階	施設名	収容人数	使用料金 (4 時間)	2 階	施設名	収容人数	使用時間 (4 時間)
	なごみホール	400 人	2,200 円		大会議室	100 人	660 円
	和室（はぎ・きり）	20 人	330 円		中会議室	40 人	330 円
	町民室	16 人	220 円		小会議室	20 人	220 円
	調理実習室	－	440 円		和室（しらかば）	30 人	330 円
					和室（すずらん）	20 人	330 円
			創作室	20 人	330 円		

《問い合わせ先》
教育委員会 社会教育係
TEL 0165-32-2477
FAX 0165-32-3004

⑮ようこそ 和寒町立図書館へ

—利用のご案内と行事のお知らせ—

図書館では、育児に関する図書や乳幼児から楽しめる絵本、童謡のCDなど多数取り揃えています。お子さんと一緒に絵本を広げ、ゆったりとした時間をお過ごしください。

■開館時間

午前10時00分～午後6時00分

■休 館 日

- ・毎週月曜日・国民の祝日（月曜日以外のこどもの日、文化の日は開館します）
- ・毎月末日の図書整理日（土・日にあたるときは開館します）
- ・年末年始（12月28日～1月5日） ・特別図書整理期間（年に5日以内）

■利用者登録

本を借りるときは、図書館カードが必要です。

住所・氏名が確認できるもの（免許証・健康保険証等）をご持参ください。

■本の貸出

貸出は1人10冊2週間です。

わからない事があれば、お気軽に職員におたずねください。



■ブックスタート ～赤ちゃんとのかけがえのないひととき～

赤ちゃんが言葉と心を育んでいく為には、保護者と過ごす“暖かく楽しい時間”を欠かすことはできません。ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が本を通してそうしたかけがえのないひと時を持ちコミュニケーションを図ることを応援する運動です。

和寒町では、乳児健診に合わせて、生後5か月以上の赤ちゃんと保護者を対象に、ブックスタートの持つメッセージを伝え、ブックスタートパックをお渡ししています。

※ブックスタートパック・・・赤ちゃん絵本3冊、子育て情報、おすすめ赤ちゃん絵本リスト、よみきかせガイドなど

また、館内の幼児コーナーでは、乳幼児向けの絵本の充実を図っており、育児中のお母さん方のコミュニケーションの場としても活用されています。

■おはなし会

図書館では、毎週土曜日午後2時からの『定例おはなし会』の他に、「夏まつり」や「クリスマスおはなし会」などボランティアによる『季節イベント』や『赤ちゃんおはなし会』を開催しています。内容は絵本・紙芝居のよみきかせ、パネルシアター、エプロンシアター、手遊びなどです。

大人の人に本を読んでもらう心地よさ、お友だちと驚きや感動を共有する楽しさを体験してほしいと願っています。

■各種事業の開催

毎年、『人形劇』『読書週間記念事業』など様々な事業を開催し、子どもの読書推進や興味関心の助長を促します。

■学校支援・学校との連携

総合学習支援をはじめ、学習参考資料の提供や読書案内など、本を通した子どもたちの知的欲求の充足のため、学校との連携を強化し学校支援の充実を図っています。

(配 本)

毎月1回、保育所、小・中学校、こども館へ児童書・絵本などを配本しています。
児童生徒の発達段階に応じた資料提供に考慮し様々な難易度の本を選本しています。
学校図書室の充実に協力しています。

(ブックトーク)

読書へのきっかけを喚起する児童サービスのひとつとして、小学校と連携し、各教室において図書館司書によるブックトークを開催しています。本への親しみや読書の楽しさを伝え、また多様な分野の本を紹介することで子どもの関心や興味、可能性を広げます。また、学習のテーマにおけるブックトークも受け付けています。

(児童生徒の作品展示)

各学校での授業の成果物などの展示をおこない、子どもの読書活動を紹介します。

●子育てに関する本

妊娠・出産をはじめ、子どもの創造性や情緒を高めるおもちゃや遊び、子どもとのコミュニケーションを深める方法、子どもの病気に関する本、子どもと親の心理に関する本など、育児に役立つ情報がそろっています。

●特別コーナーの設置

(^{ワイエー}YAコーナー)

「YA」とはヤングアダルトの略で主に中高生を中心とした10代の人を指す言葉で、コーナーにはYA世代に向けた充実した蔵書をそろえています。

(^{うちどく}家読コーナー)

家読とは、家族で読書の習慣を共有する取り組みで、コーナーには各年齢に対応して親子で楽しめる本をそろえています。

●その他

図書館ではどなたでも自由にインターネットの閲覧ができます。
学習や進路に関する情報、子育てに関する情報などの収集にご活用ください。

楽しい行事をたくさんご用意
してお待ちしています。
ぜひ、ご参加ください。



《問い合わせ先》

和寒町立図書館

TEL 0165-32-4646

FAX 0165-32-3394

⑩和寒町公営住宅

現在和寒町は、公営住宅、特定公共賃貸住宅、単身者向賃貸住宅の３種類の住宅を管理しています。
ここでは公営住宅と特定公共賃貸住宅を紹介します。

【住宅の種類】

令和６年３月３１日現在

住宅の名称	公 営 住 宅	特定公共賃貸住宅 (若草団地２階部分)
設置の目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。
入居可能戸数	２４４戸	８戸
建設年度	昭和４２年～令和３年	平成７年・平成９年
家賃	８,６００円～ ※収入条件等により変動	６８,０００円（Ｈ７）、７０,０００円（Ｈ９） ※収入条件等により減額
敷金	入居時家賃の３か月分	家賃の２か月分
入居資格	(１) 和寒町に住所を有する者、又は有することになる者 (２) 税及び使用料等を滞納していない者 (３) 同居親族がいること (４) 収入基準が次に該当すること ①入居者が高齢又は障害者の場合 ２１４,０００円以下 ②その他の場合 １５８,０００円以下 (５) 住宅に困窮している者	(１) 和寒町に住所を有する者、又は有することになる者 (２) 税及び使用料等を滞納していない者 (３) 同居親族がいること (４) 収入基準が次に該当すること ① 所得金額が １５８,０００円以上 ４８７,０００円以下の者 ② 所得金額が １５８,０００円以下であっても所得の上昇が見込める者
入居者の募集方法	新築の場合は期間を定めて募集し選考する。（特別な場合を除く。） 既設住宅の場合は随時受付し、空家発生時に選考する。	同左
入居者の選考方法	公営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。 困窮順位が定め難い場合は、公開抽選により入居者を決定する。	抽選その他公正な方法により入居者を決定する。
入居の優先	６５歳以上の者及び１８歳未満の児童、６５歳以上の者及び重度又は中度の身体障がい者若しくは知的障がい等の障がい等を有する者、２０歳未満の子を扶養している寡婦	１８歳未満の同居する児童が３人以上いる者、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、入居者又は同居親族が心身障がい者である者、公営住宅の収入超過者

※ペット（犬猫等）の飼育は不可としています。

■入居について

【入居申込の方法】

希望する種類の申込書に、所得証明書、住民票を添えて提出します。

【入居者決定の方法】

申込者の実態を聞き取り調査し、特別な場合を除き、原則入居者選考委員会において審議選考し決定します。

【家賃の決定方法】

実際に入居する住宅の家賃は入居する世帯員の合計所得に応じて段階的に家賃が決定されます。一定の基準に該当しますと、家賃の減免が受けられます。

《和寒町入居可能住宅一覧》

●公営住宅

令和 6 年 4 月 1 日現在

団 地 名	間 取	戸数	所在地
西町団地	1LDK～3LDK	16 ※ 1	字西町 196 番地
若草団地	1LDK～2LDK	28 ※ 1 ※ 2	字三笠 5～6 番地
ひまわり団地	2LDK～3LDK	72	字三笠 93 番地
あかしや団地	1LDK	46	字三笠 94 番地
しらかば団地	2DK～3LDK	16 ※ 1	字三笠 95 番地
もみじ団地	3DK～3LDK	46	字日ノ出 4 番地
日ノ出団地	3DK	12	字日ノ出 11 番地
大通団地	1LDK	8 ※ 1	字南町 57 番地
合 計		244	

※1：高齢者向け住宅を含む

※2：建設計画区域は除く

●特定公共賃貸住宅

番号	団 地 名	間 取	戸数	所在地
1	若草団地 (2 階部分)	3LDK	8	字三笠 6 番地

■その他賃貸住宅について（情報）

和寒町では優良で低家賃の賃貸住宅の建設を促進し、定住人口の増加を図ることを目的に、町内に賃貸住宅を建設する個人又は法人に対して助成措置を講ずる制度を創設し、この事業により仲町自治会内に 2 棟 8 戸（H20 年度）、大通自治会内に 6 棟 24 戸（平成 21・22・25・26・28・29 年度）、かたくり自治会内に 1 棟 6 戸（平成 22 年度）、西町自治会内に 2 棟 10 戸（平成 28・29 年度）の賃貸住宅が建設されました。

《問い合わせ先》
建設課 管理係
TEL 0165-32-2424
FAX 0165-32-4238

⑪和寒町内の医療機関一覧表

【診療所】											
医療機関名	所在地 TEL	診療科目	診療時間※1	診療日							
				月	火	水	木	金	土	日	祝
和寒町立診療所	和寒町字西町 0165-32-2103	外科・内科・小児科・麻酔科・リハビリテーション科	午前8時30～ 午後0時15分	●	●	●	●	●	●	×	×
			午後1時15～ 午後5時00分	●	●	●	●	●	×	×	×
			※1 受付時間は診療時間終了の30分前まで。								
【歯科医院】											
医療機関名	所在地 TEL	診療科目	診療時間	診療日							
				月	火	水	木	金	土	日	祝
和寒歯科医院	和寒町字西町 0165-32-3242	歯科	午前9時00分～ 午後0時30分	●	●	●	●	●	●	×	×
			午後2時00分～ 午後6時00分	●	●	●※2	●	●	×	×	×
			※2 第2・4水曜日の午後は休診。								
【整骨院】											
医療機関名	所在地 TEL	診療科目	診療時間	診療日							
				月	火	水	木	金	土	日	祝
鷺見整骨院	和寒町字西町 0165-32-3405	柔道整復	午前8時30分～ 午後6時00分	●	●	●	●	●		×	×
			午前8時30分～ 午後0時00分						●※3	×	×
			※3 令和5年4月から変更。								
まちの整骨院	和寒町字南町 0165-32-2977	柔道整復	午前8時00分～ 午後7時00分	●	●	●	●	●	●	×	×
いがらし整骨院	和寒町字東町 090-6785-3634	柔道整復	午前8時00分～ 午後7時00分	●	●	●	●	●	●	×	×

⑫和寒町外の医療機関（一部）

【病院】											
医療機関名	所在地 TEL	診療科目	受付時間	診療日							
				月	火	水	木	金	土	日	祝
①士別市立病院	士別市東11条5丁目 3029番地1 0165-23-2166	内科・外科・小児科・婦人科・皮膚科・泌尿器科・精神神経科・整形外科・眼科・麻酔科・放射線科・各専門外来など	午前8時45分～ 10時59分※4	●	●	●	●	●	×	×	×
			午前11時00分～ 午後3時00分※4	●	●	※5	●	●	×	×	×
			※4 小児科のみ午前8時45分～11時30分、午後1時00～午後4時まで ※5 水曜日の午後は小児科の予防接種、精神神経科、皮膚科のみ。								
②名寄市立総合病院	名寄市西7条8丁目 1番地 01654-3-3101	内科・外科・小児科・麻酔科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・心療内科、精神科・救急科	午前8時00～ 11時30分	●	●	●	●	●	×	×	×
			午後1時00～ 午後3時15分	●	●	●	●	●	×	×	×
			診療科目によって診療可能日が異なります。詳細は名寄市立総合病院のホームページをご確認ください。								

⑱病院にいくべきかどうか迷ったとき

	T E L	受付時間	備考
わっさむ健康あんしん ダイヤル 24	0120-200-714	24 時間対応 通話・相談無料	いつでも和寒町にお住いの皆様が専用ダイヤルから無料で医療機関の情報提供や相談ができます。
北海道小児救急 電話相談	短縮ダイヤル # 8000 受付電話番号 011-232-1599	毎日：午後 7 時～翌朝 8 時	夜間、看護師や必要時応じて小児科医師が電話相談に応じ、ただちに救急病院に受診すべきか、家庭での適切な対処の方法などのアドバイスが受けられます。
ホームページ			備考
(公社) 日本小児科学会ホームページの「こどもの救急」 http: kodomo-q. j p			このページでは子どもの症状別に、夜間や休日などの診療時間外に病院に受診すべきかどうか判断の目安を提供しています。※対象年齢生後 1 か月から 6 歳まで

⑳公園や遊び場

■公園

名 称	所在地	自 治 会	トイレ	水道	遊具	駐車場
中央公園	西町	仲町自治会	○	○	○	
もみじ団地幼児遊園	日ノ出	西町自治会			○	○
ひまわり団地児童遊園	三笠	かたくり自治会	○	○	○	
しらかば団地幼児遊園	三笠	かたくり自治会				
総合運動公園	三笠	三笠南自治会	○	○		○
三笠山自然公園	三笠	三笠南自治会	○	○	○	○
南丘森林公園	南丘	中和自治会	○	○		○
わっさむ塩狩峠公園	塩狩	中和自治会				○

■遊び場・広場

名 称	所在地	自 治 会	トイレ	水道	遊具	駐車場
若草グラウンド	三笠	若草自治会	○			
和寒小学校	北町	大通自治会			○	○
和寒中学校	日ノ出	大通自治会				○
公民館前庭	北町	大通自治会				○
和寒町保育所	三笠	かたくり自治会		○	○	○
子育て支援センター 「こども館」	三笠	かたくり自治会				○



発 行	和寒町保健福祉課 北海道上川郡和寒町字西町 111 番地 和寒町保健福祉センター内 (TEL : 0165-32-2000 FAX : 0165-32-3377)
発行年月	平成 20 年 12 月
改訂年月	令和 7 年 4 月

◎今回発刊の子育て支援ガイドブックは、今後の制度改正や追加、廃止などが生じたときに、差し替えが可能となるよう綴ってあります。